



**【調査結果】**

**(1) 人材登録制度の有効活用**

平成 23 年 9 月末現在、環境省の人材登録事業に登録している技術者は 86 人、農林水産省のアドバイザーの登録者数は 155 人となっている。

これらの専門家登録制度の利用実績をみると、環境省の人材登録事業は、平成 20 年度から開始したものではあるが、鳥獣保護管理捕獲コーディネーターの利用申請数は 21 年度に 6 件（6 件全て同一人。うち 1 件は、農林水産省の補助事業で、全国の普及指導員を対象とした現地での鳥獣被害対策の研修に派遣）、22 年度に 3 件（3 件とも 21 年度の 6 件と同一人）、鳥獣保護管理プランナーの利用申請数は 22 年度に 1 件あったのみであり、鳥獣保護管理調査コーディネーターについては両年度とも利用申請がなく、環境省への利用申請数は少ない状況である。また、農林水産省のアドバイザーの利用実績は、平成 21 年度に 73 件、22 年度に 48 件となっており、鳥獣の生態、被害防止対策、捕獲技術等に係る研修及び現地指導、被害防止計画の評価内容の妥当性の検討（第三者のチェック）等に携わっている。

一方、調査対象とした 22 市町村等のうち 5 市町村では、環境省の人材登録事業を承知していないとするものや自然保護部局では承知しているが、農林水産部局では人材登録事業を承知していないとするものがみられた。

なお、平成 23 年 9 月現在、両方に登録されている専門家が 41 人いるものの、両方に登録されていることをプロフィールに明示しているのはわずか 2 人にとどまっている、同一の登録者に関する登録内容が異なっているなど、登録されている専門家を有効に相互利用できるように情報を整備する余地がみられた。

**(2) トドの被害防止技術の積極的な情報提供**

水産庁は、有害生物の発生状況に関する調査や漁業者への情報提供、有害生物の駆除・追い払い等の対策を実施しているほか、北海道では道単独でトドの被害防止対策を実施している。

今回、水産庁の有害生物漁業被害防止総合対策事業（有害生物被害軽減実証事業及び有害生物駆除事業）、北海道のとど被害防止総合対策事業等について調査したところ、以下のとおり、トドの追い払い対策の効果について、各漁業協同組合等への情報提供が十分に行われていない、又は効果的な捕獲対策に関しての情報提供が十分に行われていない状況がみられた。

① 北海道では、平成 20 年度から 22 年度までにおいて、有害生物被害軽減実証事業により、延べ 38 漁業協同組合等が花火弾によるトドの追い払い等を実施しており、このうち 3 漁業協同組合等では、この取組には一定の効果があったと評価している。

一方、鳥獣被害総合対策交付金事業によりトドの休憩場所で威嚇機材による追い払い等を実施した 2 漁業協同組合等は、この取組には目立った効果がなかったと評価している。

図表 II-3-⑦

図表 II-3-⑧

図表 II-3-⑨

水産庁からは、これらの追い払い対策の効果について、各漁業協同組合等に対して積極的に情報提供は行われていない。

② トドは、警戒心が強く、船のエンジン音により岩場から水中に逃避する等捕獲が困難な鳥獣とされている。このため、北海道内の漁業協同組合によるトドの捕獲状況をみると、捕獲計画を定め、捕獲が実施できた組合は、平成 22 年度で 25 組合のうち 7 組合 (28.0%) のみとなっており、捕獲が進捗していない状況となっている。

また、水産庁では、前述のとおり、トドは捕獲が困難な動物であることを理由として、捕獲計画どおりに捕獲することができた漁業協同組合の効果的な取組について情報収集を行い、これについて提供することを行っていない。

なお、調査対象町では、各年度トドの捕獲計画を立てているものの、平成 20 年度以降捕獲ができず、被害金額は 20 年度 3,659 万円から 22 年度 8,945 万円まで 2.4 倍に増加しているが、対策の効果が上がっていない状況がみられた。このことについて、同町を含む地域を範囲とする漁業協同組合は、効果が実証されていない対策は実施に踏み切れないので、国等が実証事業等で効果のあった追い払い等の事例を広く関係市町村等に情報提供してほしいとしている。

図表 II-3-⑩

図表 II-3-⑪

#### 【所見】

したがって、農林水産省及び環境省は、被害防止対策を実施する市町村等に対する被害防止技術の適切な普及を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 環境省は、鳥獣保護基本指針等に基づき鳥獣の保護管理及び被害防止対策に関する専門的知識、技術を有する人材をより有効に活用する観点から、人材登録事業の情報提供方法を見直すこと。

また、農林水産省は、被害防止対策において、より一層人材の活用が進むよう、専門的知識、技術を有する人材に係る情報をきめ細かく提供するよう見直すこと。

② 農林水産省（水産庁）は、有害生物被害軽減実証事業及び鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して実施したトド被害防止に係る取組について、追い払いや捕獲等の対策が必要な関係市町村及び漁業協同組合に対し、効果のあった追い払い方法、捕獲の事例等を積極的に情報提供することにより、被害防止対策を推進すること。

図表Ⅱ-3-① 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（第11次）（抜粋）

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第四 人材の育成・確保

1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保

(1) 基本的な考え方

鳥獣保護事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。なかでも、鳥獣保護管理の推進に当たっては、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護管理の実施に関する助言・指導が求められている。地域でのきめ細かな鳥獣保護管理には、I 第三-2の実施計画作成が効果的であり、実施に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。

ア 鳥獣保護員の鳥獣保護管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備

イ 猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体数管理

ウ 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる民間団体の育成・確保

国は、こうした鳥獣保護管理に関する専門的な知識、技術等の評価と必要な人材確保に係る体制（鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組み）の整備を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣保護管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣保護に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

(2) 確保を図るべき人材等

鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりとする。

ア 特定計画等の鳥獣保護管理に関する計画作成に必要な人材

イ 特定計画等の作成及び実施に関する助言・指導に必要な人材

ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材

エ 地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材

オ 地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材

カ 上記ア～オの育成・確保を総合的に実施できる団体

2 研修等による人材育成

(1) 国が実施する研修の基本的な考え方

ア 全国的な視点からの鳥獣保護管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣保護管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。

イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ま

しい。

(2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方

- ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。
- イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。
- ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣保護管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。
- エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

(3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方

- ア 研修においては、鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。
- イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。
- ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。

図表Ⅱ-3-② 鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程（平成21年1月30日付け自然環境局野生生物課施行）（抜粋）

（目的）

第一条 この規程は、鳥獣保護管理の担い手の専門的な知識や技術等を客観的に評価し、一定の要件を満たしていると認められる者を登録するとともに、鳥獣保護管理の実施を行う行政や鳥獣による被害の防除を必要とする農業団体等に対して情報を提供することにより、各地域における計画的で科学的な鳥獣保護管理に係る取組を促進し、もって専門的な知識や技術等を有する者を適切に活用できる体制の構築の実現に資することを目的とする。

（登録）

第二条 環境省自然環境局長は、この規程の定めるところにより、鳥獣保護管理に必要な専門的な知見及び実績を客観的に評価し、一定の要件を満たしていると認められる者を、環境省自然環境局に備える登録簿に登録するものとする。

2 環境省自然環境局長は、次に掲げる部門ごとに登録簿を備えるものとする。

一 個人の部門

イ 鳥獣保護管理に係る計画の策定及び実施に係る助言等を行う人材

ロ 鳥獣保護管理の現場において、被害防除を含む鳥獣の捕獲に係る指導技術に基づく適切な指導等を行う人材

ハ 計画的な鳥獣保護管理を実施するために必要な調査を行う人材

二 団体の部門

個人の部門に登録されている者を所属させている団体であつて、鳥獣保護管理に係る技術及び実績等を有し、総合的な鳥獣保護管理を実施する団体

（登録の要件）

第三条 個人の部門の登録簿に登録する者は、次に掲げる要件を満たすと認められる者とする。

一 鳥獣保護管理に係る専門的な知見を有すること。

二 鳥獣保護管理に係る実績等を有すること。

2 団体の部門の登録簿に登録される団体は、次に掲げる要件を満たすと認められる団体とする。

一 個人の部門に登録されている複数の者を所属させていること。

二 鳥獣保護管理に係る技術及び実績等を有すること。

3 環境省自然環境局長は、前条第二項第一号の個人の部門について、本条第一項各号のいずれかの要件を満たす者が希望する場合において、当該者を準登録することができる。

（登録の申請）

第四条 登録を受けようとする個人は、第十四条の細則に定める申請書に、添付書類（鳥獣保護管理に係る専門的な知見及び実績を有することが客観的に評価できる書類）を添えて、環境省自然環境局長に申請しなければならない。ただし、専門的知見及び実績が卓越すると認められる者として、第十五条に定める運営事務局が推薦する者（以下「推薦者」という。）においてはこの限りではない。

2 登録を受けようとする団体は、第十四条の細則に定める申請書に、添付書類（団体の定款、個人の部門の登録を受けている者が当該団体に所属していることを証する書面、鳥獣保護管理に係る技術及

び実績等を有することが客観的に評価できる書類)を添えて、環境省自然環境局長に申請しなければならない。

3～4 (略)

(審査)

第五条 環境省自然環境局長は、前条第一項又は第二項の申請者の審査(以下「審査」という。)を行うものとする。

2 環境省自然環境局長は、必要に応じて面接による審査を行うことができるものとする。

(登録の実施等)

第七条 環境省自然環境局長は、第五条に基づく審査の結果、第三条第一項の要件を満たすと認められる者及び推薦者に関し、氏名又は団体名その他必要な事項について登録簿に登録するとともに、当該合格者に対し第十四条の細則に定める登録証を交付するものとする。

2 登録の有効期間は、三年以内とする。

3 環境省自然環境局長は、登録簿の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該登録簿を変更するものとする。

(活動実績等の報告)

第八条 環境省自然環境局長は、登録者の活動実績及びその他環境省自然環境局長が指定する事項を記載した報告書(以下「活動実績等報告書」という。)を、登録者に対し必要に応じて求めることができる。

(登録の更新)

第九条 登録の有効期間の更新(以下「更新」という。)を受けようとする者(以下「更新申請者」という。)は、登録の有効期間の満了する日までの間に、第十四条の細則に定める申請書に更新申請者が現に有する登録証の写しを添えて、環境省自然環境局長に提出しなければならない。

2 (略)

(登録簿の公表)

第十条 環境省自然環境局長は、登録簿を広く一般に公表するものとする。

(変更の届出)

第十二条 登録を受けている者は、登録簿の記載事項に変更が生じたときは、一月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した変更届出書を環境省自然環境局長に提出しなければならない。

一 届出をする者の氏名、住所及び交付を受けている登録証の番号

二 変更の内容、時期及び理由

### 図表Ⅱ-3-③ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度に係る規定

#### ○ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（抜粋）

（人材育成）

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習慣等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

#### ○ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（抜粋）

##### 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

##### 9 人材育成

鳥獣の種類や被害の態様等を踏まえつつ、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等について専門的な知識経験を有していることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術的指導を行う者の育成その他の被害防止対策に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。この際、技術的指導を行う者については、普及指導員をはじめ、農業協同組合の営農指導員、森林組合職員、水産業協同組合職員、農業共済団体職員等の積極的な活用を図る。

さらに、国は、市町村等がこれらの措置を講ずるに当たっての技術面での支援を行う観点から、研究者等の被害防止対策の専門家を登録し、地域からの要請に応じて紹介する取組を推進する。

また、近年、野生鳥獣の生態や行動等について専攻する学生数も増加していることから、国及び都道府県は、インターンシップ制度や長期研修の受入れ等を通じて、大学との連携強化を推進する。



図表Ⅱ-3-④ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）（抜粋）

#### 第一 目的

近年、イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣による農業被害が深刻化している中で、地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を設けるものとする。

#### 第二 定義

この要領において「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）とは、野生鳥獣による農作物被害の防除に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者であって、第4の4の規定による登録を受けたものをいう。

#### 第三 アドバイザーが行う助言等の内容

アドバイザーが行う助言等の内容は、以下に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 地域における防除体制の整備
- (2) 地域における総合的防除計画の策定
- (3) 防護柵等の被害防止施設の整備
- (4) 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- (5) 地域における被害防止対策の担い手の育成
- (6) 「広域連携産地競争力強化支援事業」の実施
- (7) その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

#### 第四 登録の手続

- 1 地方農政局、沖縄総合事務局、地方公共団体、公的試験研究機関及び大学その他これらに準ずる公的機関（以下「地方農政局等」という。）は、現在又は過去の鳥獣害対策活動の実績等から判断して、野生鳥獣の生態、行動等に関する専門的知識を有すると認める者又は野生鳥獣による農作物被害の防除に関する相当の知識及び経験を有すると認める者をアドバイザーの候補者として、本人の同意を得て、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に推薦することができるものとする。
- 2 生産局長は、1により推薦された者のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たし、アドバイザーとして登録することが適切と認める者に対し、アドバイザーへの登録を依頼するものとする。
  - (1) 野生鳥獣の生態、行動等に関する専門的知識を有すること。
  - (2) 野生鳥獣による農作物被害防止対策に関する相当の知識及び経験を有すること。
- 3 アドバイザーへの登録を承諾する者は、承諾書（様式第1号）に農作物等野生鳥獣被害対策アドバイザー登録票（様式第2号）を添えて生産局長に提出するものとする。
- 4 生産局長は、3の承諾者をアドバイザーとして登録し、当該アドバイザーに対し、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録証（様式第3号）を送付するものとする。
- 5 1の推薦の受付は、原則として、初年度は年2回、次年度以降は年1回とする。

#### 第六 登録簿の作成及び管理

- 1 生産局長は、登録したアドバイザーに係る氏名、連絡先（住所、電話番号、FAX番号、電子

- メールアドレス等)、専門分野、対応可能地域等の情報を記載した登録簿を作成するものとする。
- 2 1の登録簿は、農林水産省生産局農産振興課、地方農政局生産経営流通部農産課及び沖縄総合事務局農林水産部農産園芸課（以下「農産振興課等」という。）で管理するものとする。
  - 3 登録簿に記載された情報のうち、連絡先以外の情報については、本人の了承を得た上で、農林水産省のホームページ等により公表するものとする。
  - 4 アドバイザーは、登録簿に記載された内容に変更が生じたときは、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録票を生産局長に再提出するものとする。

#### 第七 利用の手続

- 1 アドバイザーに助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用申込書（様式第4号）を農産振興課等へ提出し、希望するアドバイザーに係る情報の提供を受けるものとする。
- 2 農産振興課等は、1の申込みを受けた場合には、当該利用者に対し、様式第5号により、アドバイザーに係る情報を提供するものとする。
- 3 利用者は、依頼する助言等の内容その他必要な事項について、情報の提供を受けたアドバイザーとの間で直接調整を行い、契約を締結するものとする。
- 4 利用者からアドバイザーに対して支払われる経費については、原則として、交通費、滞在費等に係る実費相当額とするものとする。
- 5 アドバイザーは、依頼された助言等に付随して営利目的の活動をしてはならないものとする。
- 6 依頼した助言等の活動に関して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に積極的に協力するものとする。

#### 第八 実績報告

生産局長は、本制度の利用の実態を把握するため、必要に応じ、アドバイザーに対し、依頼を受けて実施した助言等の活動の内容についての報告を求めることができるものとする。

#### 第九 その他

- 1 本制度による登録は、国家資格の付与を意味しないものとする。
- 2 本制度を利用した個別の事案に係る調整、トラブル等に関する責任は、利用者及びアドバイザーに帰属するものとする。
- 3 農林水産省は、アドバイザー、利用者等に対して、鳥獣害対策に関連する各種情報をホームページ等により随時提供するとともに、本制度の運用に関して意見を求める等により、本制度の運用の改善に努めるものとする。

図表Ⅱ-3-⑤ 鳥獣被害防止対策に係る専門的知識を有する人材による助言等の仕組み

区分	環境省	農林水産省
制度の名称	・鳥獣保護管理に係る人材登録事業	・農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録制度
制度の開始時期	・平成21年2月3日～（募集開始） ・同年7月登録者決定	・平成18年7月1日～
制度の根拠	・鳥獣保護基本指針「第四 人材の育成・確保」 ・「鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程」	・鳥獣被害防止特措法第15条「人材の育成」 ・被害防止基本指針「第9 人材育成」
制度の趣旨	・鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程に基づき、専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、鳥獣保護管理に関する事業を実施しようとする地方公共団体や農業団体等の要請に応じて、登録者についての情報を紹介する取り組みを実施。	・地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度。
助言等の主な内容	① 鳥獣保護管理プランナー ……地方公共団体が策定する管理計画等の策定や策定の際の助言。 ② 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター ……鳥獣保護管理の現場において適切な捕獲方法の指導や集落等への鳥獣の出没対策や被害防止対策等の助言。 ③ 鳥獣保護管理調査コーディネーター ……管理計画等策定のための調査や保護管理計画実施後のモニタリングを行う。	① 地域における被害防止体制の整備 ② 防護柵等の被害防止施設の整備 ③ 被害防止のための捕獲対策 ④ 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農地管理技術 ⑤ 地域における被害防止対策の担い手の育成 ⑥ その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進
登録の概要	鳥獣保護管理に係る人材登録への登録申請者は、申請期間（約1ヶ月）中に、所定の申請書に必要事項を記載するとともに、各分野で指定されたテーマに沿った課題小論文を提出する。提出された書類及び小論文は審査会によって書面審査をうけ、鳥獣保護管理に係る高い技術を有するものとして所定の要件を満たした者は、環境省自然環境局に備える登録簿に登録され、「鳥獣保護管理に係る人材登録事業登録証（準登録の場合、準登録証）」が交付される。	① 生産局長は、地方農政局、地方公共団体、公的試験研究機関、大学その他これに準ずる公的機関から、アドバイザーの候補者の推薦を受ける。 ② 生産局長は、地方農政局等から推薦のあった者に対して、アドバイザーの登録を依頼する。 ③ アドバイザーの登録を承諾する者は、承諾書とアドバイザー登録票を提出する。 ④ 生産局長は、登録アドバイザーに対して、登録証を発行する。 ⑤ 登録機関は3年とする。ただし、登録アドバイザーとしての適正に欠けると認められる場合は、登録を取り消すことができる。
登録状況 (平成23年9月末日)	試験研究機関、大学、都道府県、NPO等の専門家を登録 ①鳥獣保護管理プランナー 46名 ②鳥獣保護管理捕獲コーディネーター 12名 ③鳥獣保護管理調査コーディネーター 28名 計86名	試験研究機関、大学、都道府県等の専門家を158名登録
利用手続 (HPから抜粋)	① 鳥獣保護管理に係る人材登録事業の登録者に関する情報を利用するためには、鳥獣保護管理に係る人材登録事業利用申請書を運営事務局に提出する必要があります。 ② 利用申請書が受理されると、運営事務局から希望する登録者の連絡先等についての情報が提供されます。利用者は、情報を提供された登録者に直接連絡し、依頼する活動内容や経費負担等について調整します。	① 登録アドバイザーに助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、農林水産省のホームページ等において公表された情報から、自らの活動に有用と思われる者を選択し、連絡先を生産局農産振興課鳥獣害対策企画班又は地方農政局農産課鳥獣害対策係に照会する。 ② 連絡先の提供を受けた利用者は、直接、登録アドバイザーに連絡をし、依頼する助

	<p>なお事業の主旨から、利用申し込み者については鳥獣保護管理に取り組む地方公共団体等の公益性を有する団体を基本的に想定しています。</p>	<p>言等の内容や経費負担について調整する。</p> <p>③ <u>依頼者から登録アドバイザーに対して支払われる経費については、交通費、滞在費等に係る実費相当額を基本とし、あらかじめ双方が合意した額とする。</u></p> <p>④ 依頼した助言等の活動に関連して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に当たり積極的に協力する。</p>
--	--	--

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑥ 北海道におけるトドによる被害金額の推移

(単位：千円、%)

振興局区分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	左の 平均額
宗谷	371,866	378,723	278,459	302,027	445,513	355,318 (24.8)
留萌	304,088	322,575	325,983	256,061	243,717	290,485 (20.2)
石狩	91,482	177,958	296,212	206,221	228,441	200,063 (13.9)
後志	598,256	496,219	262,705	499,178	444,376	460,147 (32.1)
その他	98,987	80,318	222,354	90,645	150,774	128,616 (9.0)
計	1,464,679	1,455,793	1,385,713	1,354,132	1,512,821	1,434,628 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「左の平均額」の( )内は、計を100とした場合の指数である。

図表Ⅱ-3-⑦ 人材の活用状況

(a) 環境省及び農林水産省の登録された人材の活用状況

実施機関	人材の登録区分	登録者数 (人) (平成23年9月現在)	利用実績 (件)		
			平成20年度	21年度	22年度
環境省	鳥獣保護管理プランナー	46	0	0	1
	鳥獣保護管理捕獲コーディネーター	12	0	6	3
	鳥獣保護管理調査コーディネーター	28	0	0	0
農林水産省	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー	155	78	73 (16)	48 (17)

(注) 1 環境省の人材登録制度は平成20年度を始期としており、20年度は初年度のため実績が0となっている。なお、数値は利用実績の件数ではなく、利用申請があった件数である。

2 農林水産省のアドバイザーの利用実績は同一人の利用であったとしても、1として数えている。

3 ()内は、環境省及び農林水産省の両方に人材登録されているアドバイザーの人数としている。

(b) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの利用内容等

区分 年度	利用 機関数	利用ア ドバ イザー数 (人)	利用の内容 (件)				要望のあった獣種 (件)							
			総合的 な対策	被害防除 対策	鳥獣の 生態	捕獲 技術	その他	イノ シシ	シカ	サル	鳥	ハクビ シン	クマ	その他
平成20年度	64	78	25	24	12	1	9	23	8	9	5	2	1	1
平成21年度	69	73	25	34	17	6	2	42	27	17	13	3	1	1
平成22年度	43	48	29	7	7	6	2	20	13	14	5	3	1	0

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

図表Ⅱ-3-⑧ 有害生物漁業被害防止総合対策事業 (トド部分)

(単位:円)

区 分	平成20年度		21年度		22年度	
	交付先	交付額	交付先	交付額	交付先	交付額
有害生物駆除事業	9 漁協	22,749,611	7 漁協	31,646,407	9 漁協	43,031,062
有害生物被害軽減実証事業	10 漁協等	51,681,062	14 漁協等	58,217,724	14 漁協等	58,753,345
合 計	19 漁協等	74,430,673	21 漁協等	89,864,131	23 漁協等	101,784,407

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑨ 北海道におけるトドの被害防止対策の実施状況（駆除以外）

事業名等	取組区分	事業等実施者	取組内容	左の取組による効果	備考
【農林水産省】 鳥獣被害防止総合対策交付金	追い払い	被害防止対策協議会①	休憩場所における威嚇機材による追い払い（爆音機）	効果がないとは言えないが、目立った効果はない。	
		被害防止対策広域協議会②	銃（実弾）による追い払い	漁業者から若干被害が減ったという意見を聞いている。	調査対象とした漁業協同組合は、北海道のとど被害防止総合対策事業で駆除として銃による追い払いを実施。
	被害防止施設整備	被害防止対策協議会①	上陸防止柵の設置	効果がないとは言えないが、目立った効果はない。	
【農林水産省（水産庁）】 有害生物漁業被害防止総合対策事業（有害生物被害軽減実証事業）	追い払い	漁業協同組合①（注2）	花火弾による追い払い	5～6月に実施。一定の効果はあり。冬期間は、北海道のとど被害防止総合対策事業で駆除を実施（あまり効果はない。）	
		漁業協同組合②（注2）		漁協①と同様（音による威嚇効果はある。）	
		漁業協同組合③（注2）		4月から6月に実施。一定の効果はあり。	
その他（独自の取組等）	追い払い	道内各漁業協同組合	花火弾による追い払い	（漁業協同組合連合会） 効果はあり、全漁連として推奨している。ただし、銃身を傷めるおそれがある。	
			轟音玉による追い払い	（漁業協同組合連合会） 目立った効果はなく、危険なため取扱いに注意を要する。	
	強化網の導入	北海道	強化刺し網の性能評価	被害防除について効果はあり、漁獲効率及び操作性についても支障なしと判断している。ただし、経済性については、価格が通常網の数倍から10倍の価格であり、現状での普及は困難である。	調査対象とした漁業協同組合では、平成18年当時に強化刺し網を利用した他の漁業協同組合から、網が重く使い勝手が悪いとの意見を聞いており使用を敬遠している。現在の強化刺し網の開発状況については、承知していない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 有害生物漁業被害防止総合対策事業（有害生物被害軽減実証事業）については、毎年度10から14事業者により事業が実施されているが、平成20年度以降で毎年度実施している事業者から3事業者を抽出し調査したものである。

3 「左の取組による効果」については、事業実施者から聴取した結果等に基づき、当省が記載した。

図表Ⅱ-3-⑩ 北海道内におけるトドの採捕計画及び実績の推移

区分	平成20年度	21年度	22年度
全漁協数	25 漁協	25 漁協	25 漁協
採捕計画	漁協数 (%)	24 漁協 (100)	25 漁協 (100)
	捕獲数 (%)	145 頭 (100)	183 頭 (100)
採捕実績	漁協数 (%)	7 漁協 (29.2)	7 漁協 (28.0)
	捕獲数 (%)	62 頭 (44.4)	55 頭 (30.1)

(注) 1 北海道水産局水産振興課の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 採捕実績の括弧内数値は、採捕計画を100とした場合の比率である。

図表Ⅱ-3-⑪ 漁業被害に係る被害防止計画の目標達成状況の例

(単位：千円)

区分	目標値 (平成23年度)	計画策定時の現状値 (平成20年度)	実績値		達成率	
			平成21年度 (21年10月から 22年6月)	平成22年度 (22年10月から 23年6月)	平成21年度 (21年10月から 22年6月)	平成22年度 (22年10月から 23年6月)
被害金額	18,000	<u>36,589</u>	80,111	<u>89,445</u>	計画策定時の 2.2倍に被害増加	計画策定時の 2.4倍に被害増加

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 被害金額についてはアザラシによる被害も含んでいる。